

答 申 第 3 4 号  
平成17年 5 月 6 日

青森県公安委員会 殿

青森県情報公開審査会  
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成16年10月14日付け青公委第95号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

捜査協力者から受領する領収書に本人以外の名義使用を認める根拠となる文書に係る不開示決定処分に対する審査請求についての諮問

## 第 1 審査会の結論

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）が対象となった行政文書を不開示としたことは、妥当である。

## 第 2 諮問事案の概要

### 1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成16年6月2日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「捜査協力者から受領する領収書に本人以外の名義使用を認める根拠となる文書（以下「本件行政文書」という。）」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、本件行政文書は存在しないとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年6月15日、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、平成16年8月12日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、実施機関の上級行政庁である青森県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求を行った。

## 第 3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件行政文書を開示するとの決定を求めるというものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね、次のとおりである。

(1) 本件開示請求を行ったのは、平成16年3月18日の青森県議会文教公安委員会での本県における捜査協力者から受領する領収書の本人以外の名義使用の実態に関する質疑に対する警務部長の答弁、すなわち、「通常の場合は、相手の方に実名で書いてもらうのは大原則でございます。しかしながら、場合によっては、書くことによって何らかの情報漏洩がされ、その方に危害が及ぶということが、実は現実でございます。従って、そのことがあって相手の方が情報提供をしづむということが、実は現場ではございます。やむを得ないというときは、これまでも偽名といいますが、相手の申した名前で、通名といいますが、あることはあります。」、「捜査の相手の方から当然上司は報告を受けます。その際に顛末をすべて聞いているということです。それから、付記書きをする場合とかがございます。すべてがすべてではありませんけれども、そういう形で組織としては知っている。この方の本名は誰かとか。」により、青森県警察においても受領者本人以外の名義による領収書が存在することが確認され、「領収書に本人以外の名義使用を認める」ことが組織的に行われていたことが議会を通して公になったからである。

(2) 捜査協力者への報償費は公金の支出である。一般的に公金の支出に関わって、受領者以外の名義による領収書の発行、收受はあり得ない。「捜査費経理の手引(県費)」(平成15年4月:青森県警察本部)によれば、「取扱者(前渡資金取扱者)が行う捜査費の請求・受領及び精算等の事務手続きは青森県財務規則に定めるところによる」とされているところ、青森県財務規則においては領収書などの証拠書類に債主たる受領者本人以外の名義使用については当然のごとく想定していない。領収書等の証拠書類を「整備」「保管」しなければならない取扱者、すなわち「捜査費を執行する本部の担当課長及び隊長(所属長)並びに署長」がどのような根拠となる法令その他の規則等に基づいて本人でない受領者の名前が記載された領収書を受け取り、保管してもよいとされるのか説明されなければ、その事務手続きそのものが青森県財務規則に抵触していることになる。畢竟、事実に基づかない書類を証拠書として事務を遂行していることになる。とすれば、警務部長による(1)の答弁内容にある組織的な偽名領収書の作成と受領並びに保管は何を根拠として可とされたかが県警本部長によっ

て説明されなければならない。

- (3) 領収書に本人以外の名義使用を行ったことが、警察本部並びに県下各警察署に所属する職員一個人の判断によるものということではなく、(1)の警務部長答弁にも明らかなように青森県警察において「組織的に」行われていたということからすれば、領収書に本人以外の名義使用を認める判断、運用に関する基準が当然必要であり、通達等文書が必然的に存在するものと推量される。
- (4) 「捜査協力者から受領する領収書に本人以外の名義使用を認める根拠となる文書」の存在がもとより認められないとするならば警察法に定める警察の責務を放棄するばかりでなく、警察自らが違法行為を組織的に行ってきたことを認めることになり、容認できない。

#### 第4 諮問実施機関の説明要旨

本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね、次のとおりである。

##### 1 不開示とした理由について

本件行政文書に該当する行政文書を特定するため、青森県警察本部会計課及び捜査費を執行している警察本部各課等において、平成13年4月1日以降に作成・取得したのものとして保有する会計経理に関する通達、教養資料等について確認作業を実施したが、該当する文書の存在は認められず、「不存在」と判断したものである。よって、行政文書確認の結果、本件開示請求に係る行政文書を保有していないことから、条例第11条第2項の規定に従い不開示決定したものである。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

## 2 本件行政文書の存否について

(1) 当審査会が諮問実施機関からの説明聴取の調査を行ったところ、その内容は次のとおりである。

### ア 不開示とした理由について

#### (ア) 不存在の態様について

a 実施機関は、理由説明書の中で「確認作業をしたが、該当する文書の存在は認められず「不存在」と判断した」と述べている。

b そこで、当審査会は、諮問実施機関から本件行政文書の不存在の態様について聴取したところ、諮問実施機関は、平成13年4月1日以降に作成・取得した行政文書で、本件開示請求のあった平成16年6月2日現在において保有する文書を検索した結果、該当する文書が存在せず、また、過去において本件行政文書に該当する行政文書が存在していたかどうかについても、廃棄に関する記録がなく、確認することができないことを述べている。

#### (イ) 本件開示請求に係る行政文書の確認作業について

a 実施機関は、理由説明書の中で「会計経理に関する通達、教養資料等について確認作業を実施した」と述べている。

b そこで、当審査会は、諮問実施機関から本件開示請求に係る行政文書の確認作業について聴取したところ、諮問実施機関は、確認作業を「会計経理に関する通達、教養資料等」とした理由について、本件開示請求に係る行政文書は捜査協力者から受領する領収書の徴取の取扱いに関するものであり、その取扱いの事務は警察の会計経理に関する事務であることから、当該開示請求に係る行政文書を警察の会計経理に関する文書と判断した上で、行政文書の文書名や表題に、本件開示請求の内容がそのまま記載されているとは考えにくいことから、会計経理に関する通達や教養資料等の内容を確認したほか、捜査に関する文書についても関係部署、警察署に対し確認したことを述べている。

#### イ 「本人以外の名義使用」を認めた根拠及び時期について

(ア) 平成16年3月18日の県議会文教公安委員会の会議録によれば、捜査に係る報償費を受け取った捜査協力者から受領する領収書には、やむを得ないときは、捜査協力者である相手の実名以外の名前で記載してもらった場合もあったことがうかがわれる。

(イ) そこで、当審査会は、諮問実施機関から「本人以外の名義使用」を認めた根拠及び時期について聴取したところ、諮問実施機関は、「本人以外の名義使用」を認めた根拠について、「本人名義の領収書を徴取するのは青森県財務規則、会計法令等からして当然であって、本人名義での領収書の徴取が困難な場合があるとしても、現場に対してはその徴取の努力を求めてきた。しかし、捜査に係る報償費を受け取った捜査協力者から受領する領収書について、捜査協力者の中には、警察に協力したことによって、犯罪関係者等からの危害等を懸念し、本人以外の名義を記載した領収書を作成し提出した者があり、そのような場合には、本人以外の名義を記載した領収書をやむを得ず受領してきた。本人以外の名義を記載した領収書は、このような捜査の現場のやりとりから生じたもので、支払の事実を証明する一環として捜査協力者の自筆の資料をやむを得ず受領し、捜査費証拠書に添付し編綴してきたものである。このような捜査の現場から生じた必要性が広い意味での根拠ではないかと考える。」旨述べている。

(ウ) また、「本人以外の名義使用」を認めた時期については、本人以外の名義を記載した領収書をやむを得ず受領してきた時期がいつ頃からかについては不明であるが、ここ数年ということであればそのような取扱いはあった旨述べている。

なお、捜査協力者以外の名義が記載された領収書については、平成16年3月11日付け警察庁長官官房長通達により、平成16年4月1日からは一切徴取していない旨説明があった。

(2) 「本件行政文書は存在しない」との点に関する諮問実施機関の以上の説明には、これを不合理とすべき点は存しないと認められ、当審査会の調査においても、これを覆し、本件行政文書の存在を推認させるような特段の事情の存在も認められない。したがって、これらを総合的に考慮すると、実施機関は、本件行政文書を保有していないと考えるのが相当である。

### 3 結論

以上のとおり、実施機関は、本件行政文書を保有していないと認められるので、第1のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成16年10月14日	・ 諮問実施機関からの諮問書を受理した。
平成16年11月10日	・ 諮問実施機関からの理由説明書を受理した。
平成16年11月15日 (第101回審査会)	・ 審査を行った。
平成16年11月29日	・ 審査請求人からの反論書を受理した。
平成16年12月20日 (第102回審査会)	・ 審査を行った。
平成17年 1月19日 (第103回審査会)	・ 審査を行った。
平成17年 2月21日 (第104回審査会)	・ 審査を行った。
平成17年 3月23日 (第105回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問実施機関からの資料を受理した。</li> <li>・ 諮問実施機関からの説明聴取を行った。</li> <li>・ 審査を行った。</li> </ul>
平成17年 4月28日 (第106回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

氏名	役職名等	備考
安藤 清美	青森大学社会学部助教授	
石岡 隆司	弁護士	会長
紺屋 博昭	弘前大学人文学部助教授	
平井 卓	青森大学経営学部教授	会長職務代理者
三上久美子	特定非営利活動法人ウィメンズネット 青森理事長	

(平成17年5月6日現在)